

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金 Q&A

	質問内容	回答
1	補助対象者について 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護を含めた他のサービスも協働しての取り組みは認められないのか。	認めない。報酬改定で介護報酬が下がった訪問介護等事業所を支援することが目的であるため。
2	補助対象者について 事業者グループではなく、事業所単独で事業を行った場合は補助対象とならないのか。	補助対象にならない。本補助金は小規模な法人を中心とした複数の法人により構成される事業者グループを対象とするものである。
3	補助対象者について 事業者グループの法人要件にはどのような意味があるのか。	大規模事業所や訪問介護の報酬改定が下げられた要因と考えられる同一建物事業所は人材確保や経営改善は先行して取り組まれていると想定され、より支援が必要な小規模事業所をターゲットに支援したい。
4	補助対象者について 交付前に該当する法人が含まれなくなった場合や事業者グループが同一建物減算適用事業所のみで構成される場合は、交付対象外とあるが、いつ、どうやって判断するのか。	申請があった時点で、事業者台帳システムを活用し、最新の状況を把握し、書面だけでなくヒアリングも行いたい。加えて、申請の際に事業者グループ一覧(別紙4)の提出を求め、変更の際も随時提出を求めため、申請書類を基に把握を行う。
5	補助対象者について 過去に同様の補助金の交付を受けた事業所を含む事業者グループは、補助対象者となるか。	補助対象者にならない。多くの事業所に補助金を活用いただきたいことから、過去に同様の補助金を受けた事業所をグループに含めることはできない。
6	補助対象者について 想定を超える数の申請があった場合はどうするのか。	ヒアリングを実施し、計画書に点数を設ける等により判断するか、検討したい。
7	補助対象者について (※R8年8月6日 追記) 対象法人の要件(イ)について、運営する訪問介護等事業所の月の延べ訪問回数が平均600回以下である法人とあるが、平均とはいつの期間か。	前年度(事業年度が令和8年度の場合、令和7年4月～令和8年3月)の平均である。
8	交付申請について 交付申請はグループでどのように申請するのか。	要綱にあるようにグループの中で代表法人(事業所)を決めて申請いただきたい。
9	補助対象経費について 人材育成・研修体制の構築の取り組みとは具体的にどんな取り組みで何の経費が対象となるのか。	協働で行う研修および研修時の人員確保の取り組み。事業者グループ間で実施する合同研修の費用および外部研修受講時の補助要員の派遣費用(外部研修時の人員補填費用)
10	補助対象経費について 人材確保の体制構築の取り組みとは具体的にどんな取り組みで何の経費が対象となるのか。	新規職員の採用および教育に係る取り組み。 事業者グループで協働して行う求人広告掲載費用、採用担当職員の交通費、採用面接の会場費、選考に係る費用および経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援費用、(休止事業所の利用者引継・契約関連事務費用)。
11	補助対象経費について コンサルタント事業者等の活用の取り組みとは具体的にどんな取り組みで何の経費が対象となるのか。	業務効率化、登記等各種事務手続き等コンサルタント等への委託に係る取り組み。 事業者グループで協働して行う事務処理部門の集約・外部化、経営および職場環境改善、登記等の各種事務手続きおよび中山間地域等における小規模事業所加算の取得促進に関する業務(巡回訪問や電話等による非対面営業・相談業務)のコンサルタント等への委託費用。

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金 Q&A

		質問内容	回答
12	補助対象経費について	介護人材・利用者確保のための広報活動の取り組みとは具体的にどんな取り組みで何の経費が対象となるのか。	利用者獲得およびケアマネ事業所等関係機関への広報宣伝活動の取り組み。 事業者グループで協働して行う介護人材や利用者確保のために行うホームページの開設・改修に係る費用、広報宣材(リーフレット、チラシ等)の作成・印刷等の広報に要する費用。
13	補助対象経費について	その他経営改善に必要な取り組みとは具体的にどんな取り組みで何の経費が対象となるのか。	ICT化の推進や設備の更新および事業所の合併に係る取り組み。 事業者グループで協働して行うICT機器の導入費用、老朽設備の更新・整備費用、各種指針の合同策定費用、事業所の合併に係る費用および周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費(人材確保関係以外)。
14	補助対象経費について	例えば、経営改善のための合併(協同化)で、120万の申請があった場合、交付金はいくらになるのか。	(5)のその他の取り組みで、基準額である40万となる。
15	補助対象経費について	5つの取り組み以外の取り組みは対象とならないのか。	(5)のその他で、どういう取り組みをされるか計画およびヒアリングで判断したい。
16	補助対象経費について	補助対象外となる経費はどのようなものがあるのか。	事業者グループで協働して実施されていない事業など、本補助金の趣旨に合わないものは補助対象外となる。
17	交付申請について	対象の地域はあるのか、大津地域は対象か	大津市でも国の同補助金を活用し事業をされるが、県と違うスキームでされると聞いており、大津市と県で線引きがされている。そのため、大津地域も対象となる。
18	実績報告について	事業完了の日が属する年度の2月28日のいずれか早い日までに知事に提出とあるが、3月末ではなく、2月末としているのはなぜか。	事業所への迅速な支援に向けて、事業実施年度中に支払うことを想定しているため。
19	補助金交付について	補助金の交付はどこに交付するのか。また、グループで協働して事業をしたという確認はどう行うのか。	代表法人(事業所)の口座に交付することを考えている。実績報告およびヒアリングも行いたい。